

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

松山市

2 構造改革特別区域の名称

松山市 IT 人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

松山市の全域

4 構造改革特別区域の特性

本市は、愛媛県のほぼ中央に位置し、四国山地や波静かな瀬戸内海などの豊かな自然と温暖な気候に恵まれた地域であるとともに、正岡子規をはじめ数多くの文人が育った豊かな歴史と文化の香る城下町としての顔と人口約51万人を有する四国最大の都市として発展してきた。

また、本市には、旧藩以来の伝統として学問重視の風土があり、明治初期の小学校の開設や英語を取り入れた近代教育、また、優れた人材を教師として登用してきた歴史があり、今日においてもその伝統を受け継ぎ、市内には4年生大学及び短期大学が7校のほか、専修学校や各種学校などさまざまな教育機関が集積している。

さらに、社会や企業は急激に変化し、厳しさが増す社会経済環境に迅速に対応するため、職業人意識の高く、また、即戦力となる人材を求める傾向がある中で、本市では、平成16年3月に認定を受け、高度かつ専門的な能力を持つ人材の育成を目的とした株式会社による新しい大学が平成17年4月に誕生し、若者の「学ぶ」機会の選択肢が増えるなど、より充実した教育環境が形成されている。

一方、私たちの暮らしのあらゆる場面に情報技術(IT)が入り込む中で、その恩恵を市民生活の向上や活力ある地域社会づくりに生かすため、第5次松山市総合計画において「地域情報化の推進」及び「電子市役所の構築」を目指している。そこで、平成12年3月に策定された「情報化プラン構想」の具現化を図るために、平成14年度から平成16年度までの3ヵ年の個別具体的な情報化施策として「松山市情報化推進アクションプラン」を策定した。この計画は、情報化の推進について、ハードの整備に重点が置かれていたものであったが、急速に進展す

る高度情報化社会に対応するため、新たな情報化計画が必要となってきたことから、平成 17 年度から平成 19 年度までの 3 年間の計画として、「松山市情報化推進アクションプラン」を策定した。この計画の中で、地域の情報化を推進するとともに、本市の IT 関連や既存の地域産業が発展するためには、IT を利活用できる人材を育成することが重要であると位置付けている。

また、本市の産業の動向において、産業別就業者数は、その 7 割以上が第三次産業で占められており、第一次産業・第二次産業の減少を上回る増加を続けている。また、産業別総生産において、第三次産業が大きなシェアを占めており、近年の推移も、第一次産業と第二次産業が低迷する一方で、情報関連産業をはじめ、第三次産業は一貫して伸びている。

このように国内外や本市においても産業構造の高度化が進む中で、単に情報化という時代の流れに対応する視点だけではなく、港湾や道路等の社会インフラ整備に巨額の資本や輸送コストを要する製造業にかかる地理的なハンディキャップを克服し、他都市と対抗できる産業として、IT 産業を中心とした新産業にターゲットを絞り、平成 14 年に本市の新産業振興ビジョン「e-まちづくり戦略」を策定し、市内に 3,000km を超えるブロードバンド網の整備や企業立地の促進に積極的に取り組み、新産業の創出や既存産業の活性化を促進することで雇用の創出・拡大を目指している。

その成果としては、地方を取り巻く環境は厳しい状況もあるものの、平成 15 年度より労働集約型情報通信関連企業であるコールセンターやデータセンターの誘致により、1,000 人程度の新規雇用が見込まれ、地域経済の明るい材料となっている。

以上のとおり、本市のこれまで多彩な人材を輩出してきた教育風土を受け継ぐとともに、これまで整備してきた IT のハード、ソフトの環境を最大限に生かし、更なる雇用の創出・拡大による地域経済の活性化を図るとともに、高度情報化社会を支える地域の IT 人材の育成が強く求められている。

5 構造改革特別区域計画の意義

家庭、企業や学校など私たちの暮らしにおいて、携帯電話やパソコンなどの情報通信機器の所有及びインターネットに接続ができる環境、ホームページの開設における状況を見ると、これまで情報化は着実に進んできたと言える。

今日の情報通信機器の機能の向上や、ブロードバンド化やモバイル化の進展、また IP 電話や地上デジタル放送の普及などは今後、一層進み、私たちの暮らしのさまざまな場面で情報化社会との関わりは幅広く、より深いものになっていくと思われる。

そこで、国は「u-Japan」と銘打ち、さまざまな社会の課題が解決される 2010 年の日本の姿を描き、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」がネットワークに接続し、情報の自由なやり取りを行うことができるユビキタスネットワーク社会の構築を目指している。本市でも本年 2 月に地域の商店街などで携帯電話や、8 月に地域の公共交通機関において、IC カードを活用した料金支払いが可能となり、電子マネーが普及し始め、その流れは私たちの暮らしに及んでいる。

また、「平成 17 年 情報通信に関する現状報告」によると、平成 15 年における我が国の情報化投資は 23.4 兆円で、民間投資の 26.1%を占めており、情報通信産業の労働生産性(付加価値額÷雇用者数)は、鉄鋼に次ぐ二番目の高さであり、同年の経済成長率 2.46%に対する、情報通信産業の成長による寄与度は 1.13%で、約 50%を占めていることから、情報通信産業は我が国の経済成長に大きく寄与していると言える。

今後、更なる生活の利便性の向上や経済発展を実現するためには、情報通信インフラの整備が順次進んでいる一方で、コンテンツの制作・流通・保存の重要性や必要性を示しており、国において、その利用技術の開発、実証などさまざまな取り組みが進められている。

このような国の政策や私たちの暮らしの現状を踏まえ、豊かな IT 社会を築くためには、高度な IT 技術者、研究者の育成・確保を図り、また、あらゆる人々が IT の利活用に関する知識の底上げや技術の向上を図ることが必要である。

そのため、本市では、情報処理に関する国家試験において、基本的な資格として位置付けられている「修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業」及び「修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」の特例措置を適用することによって、地域の情報化に貢献する人材の育成及び輩出や、また、この資格をステップにし、より上級の国家資格の取得や高度な IT 技術者を目指す環境づくりを行い、さらには地域産業の活性化につなげていくものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 合格率の向上及び合格者の拡大による若年 IT 人材の輩出

愛媛県における平成 16 年度本試験の合格率は全国平均に比べ若干低く、また、就職先としての IT 企業の受け皿が大都市ほど多くないということから、県外の情報関係学校に進学する、または市内の学校を卒業しても、県外の企業へ就職するといった傾向が見られる。

この午前試験の免除により、受験者の負担が軽減され、午後における実務的な内容の試験勉強に集中することができ、当日の受験が可能になることから、相対的に合格率の向上及び合格者数の拡大が見込まれる。このような本試験に有利な環境が整うことで、市内だけでなく市外及び近県から本市の当該特定事業を実施する情報関係学校等を志望する学生が増えることが予想される。

また、最近の若年層に見られる、就職してもすぐに止めてしまう、目的意識の低いままフリーターを続けるといった若年層の就職や技術力の高い人材が育たないという問題が生じているが、社会や企業が求める各種の資格に、コミュニケーション能力や職業人意識を養成するため、厚生労働省の「YES - プログラム認定講座」による資格を取得することができる環境が本市にはあり、さらにこのような若年層の就業支援事業と連携することで、数多くの優秀な IT 人材を輩出するだけでなく、より高い就職率の実現を目指すものである。

(2) IT 関連産業の誘致、集積及び産業の情報化による地域産業の振興

「情報化推進プラン」と「e-まちづくり戦略」との連携により、さまざまな事業の展開を図っていく中で、IT 関連企業の誘致、集積の促進及び IT 人材の育成は密接に関わっており、前者については、数多くの優秀な人材の確保、後者については、市外へ流出を防ぐため、就職先としての受け皿づくりが必要条件であり、双方を表裏一体のものとして取り組んでいく。

このように、本市の情報関連産業や既存産業の IT 需要に応じた人材の確保と若年者の就業支援を実現することで、IT 関連産業の集積や産業の高度情報化、雇用のミスマッチの解消が一層促進される。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 本市の若年 IT 人材の輩出による地域情報化の推進

市内だけでなく、市外及び近県から、当該特定事業を実施する情報関係学校等を志望することが見込まれるとともに、本市が進める IT 関連企業の誘致の実現とあいまって、将来の高度な IT 技術者の流入の促進や流出の予防が図られ、数多くの優秀な IT 人材が輩出される。その結果、彼らが地域情報化の推進のリーダーとなり、企業や個人などさまざまな場面で活躍することによって、地域の産業や活性化が図られる。

(2) 産業の情報化、IT 関連産業の集積促進

IT の技術を必要とする企業等において、人材の確保が容易となり、企業内の情報化は進み、事務や作業の効率化による生産性の向上だけでなく、新たな事業展開への調査・検討に対し、資本や時間を投入することができ、新しい付加価値を創出しやすい環境が整備され、企業の競争力が高められるとともに、将来における企業の更なる発展の一助となる。

また、IT 関連産業においても、本市が進める IT 関連企業の誘致の支援策や既存産業からの IT 需要の喚起により、集積が促進され、地域経済の活性化が図られる。

(3) 「IT 都市まつやま」としての情報発信

平成16年度には総務省が推進する「IT ビジネスモデル地区」の指定を受け、「e-まちづくり戦略」によるさまざまな事業展開を進めているが、今後の展開として、これまで進めてきたハード環境整備を最大限に有効活用し、より大きな経済効果を創出するため、先駆的なアプリケーションの開発や人材の育成などのソフト環境整備に対してもより力を入れ、観光、福祉文化、防災、在宅就労における IT ビジネスモデルを構築し、「IT 都市まつやま」として、イメージアップを図り、全国へ情報発信を行い、更なる地域経済の活性化につなげていく。

8 特定事業の名称

- 1131 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座
開設事業

1132 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座
開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

松山市キャリア人材育成特区(平成16年3月認定)

地域社会や地域経済の活性化を図るため、平成17年4月に株式会社による大学が開校し、弁護士や税理士など実社会で即戦力となる高度な専門能力を持った人材の育成に取り組んでいる。

IT活用施策

【電子自治体の構築、行政事務の情報化】

(1)ホームページ機能の拡充

- ・課別ホームページの作成、ユニバーサルデザイン化、動画の導入、子供向けホームページの作成

(2)都市計画図の一般公開

- ・電子地図化している都市計画図のホームページ公開への検討

(3)行政情報検索システムの構築

- ・電子的に決裁・文書管理する行政文書管理システムと連動し、インターネットで行政情報の有無及び件名が確認できる仕組みの検討

(4)電子申請システムの構築

- ・インターネットから、各種申請や届出ができる電子申請受付システムを県内各市町ともに共同導入

【情報インフラの整備】

(5)市内に3,000kmを超える光ファイバ網の整備

- ・超高速大容量通信網整備費補助事業
電気通信事業者が民間サービス等に利用される超高速大容量通信網の整備費に対する補助

(6)島嶼部を結ぶ地域イントラネットの構築

- ・情報通信基盤の整備が遅れている島嶼部におけるブロードバンド利用環境の向上を図るため、島嶼部を無線と光ファイバで結ぶネットワークを構築し、小中学校、公共機関の整備やTV会議システム等を活用した教育や福祉等の行政アプリケーションを充

実させる。

【IT 活用による産業の育成】

- (7) 民間主導インキュベート施設「BizPort」が誕生
 - ・都市型産業等集積施設整備事業
 - ブロードバンド網を有効活用し、都市型産業を集積できる施設を整備する事業者に対する補助
- (8) 都市型産業の集積
 - ・都市型産業等集積施設家賃補助事業
 - 認定施設に入居するベンチャー企業等に対する家賃補助
- (9) 松山市 e-ビジネスモデル創出支援事業
 - ・IT を活用した e-ビジネスモデルを構築する企業等に対する補助
- (10) 情報通信関連企業立地促進事業
 - ・情報通信関連事業を行うコールセンター及びデータセンターの立地する事業者に対する補助

【IT 人材育成】

- (11) 人材育成セミナー支援事業
 - ・IT 関連企業を中心に雇用の拡大につながる人づくりを推進するため・大学・専門学校等が行うセミナーに対する支援
- (12) 産官学の連携による映像コンテンツ政策研修、セキュリティポリシー研修の実施
- (13) 21世紀の松山を担う中・高校生を対象に近未来型のネットワーク社会を紹介するとともに、チャレンジすることの大切さを伝える「ユビキタス時代の e-まちづくりセミナー」の実施

別紙 1

1 特定事業の名称

1131 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座
開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

- (1)学校法人 山本学園 松山コンピュータ専門学校(愛媛県松山市辻町1-33)
- (2)学校法人 愛媛学園 愛媛コンピュータ専門学校(愛媛県松山市旭町107番地)
- (3)学校法人 河原学園 愛媛電子ビジネス専門学校(愛媛県松山市柳井町3丁目3-3
1)
- (4)イヨテツケーターサービス株式会社(愛媛県松山市千舟町4丁目5-2)

3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

初級システムアドミニストレータ講座(Aコース) 別途資料1のとおり 学校法人 山本学園 松山コンピュータ専門学校
初級システムアドミニストレータ講座(Bコース) 別途資料2のとおり 学校法人 愛媛学園 愛媛コンピュータ専門学校
初級システムアドミニストレータ講座(Cコース) 別途資料3のとおり 学校法人 河原学園 愛媛電子ビジネス専門学校
初級システムアドミニストレータ講座(Dコース) 別途資料4のとおり イヨテツケーターサービス株式会社

(2) 修了認定の基準

当該認定に係る講座の出席率(A~Dコース:表1のとおり)以上をもって履修後、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

講座の出席率の基準(表1)

初級システムアドミニストレータ講座(Aコース)	80%以上
学校法人 山本学園 松山コンピュータ専門学校	
初級システムアドミニストレータ講座(Bコース)	80%以上
学校法人 愛媛学園 愛媛コンピュータ専門学校	
初級システムアドミニストレータ講座(Cコース)	90%以上
学校法人 河原学園 愛媛電子ビジネス専門学校	
初級システムアドミニストレータ講座(Dコース)	80%以上
イヨテツケーターサービス株式会社	

平成16年4月1日から平成17年9月30日の期間に松山コンピュータ専門学校 情報処理科(インストラクタコース)講座を履修し、かつ、初級システムアドミニストレータ補講講座(Aコース)(表2)を履修することにより、初級システムアドミニストレータ講座(Aコース)における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準に達すること。

平成16年4月1日から平成17年9月30日の期間に愛媛コンピュータ専門学校 情報処理科(デジタルプロデュース・コース、システムソリューション・コース)講座を履修し、かつ、初級システムアドミニストレータ補講講座(Bコース)(表3)を履修することにより、初級システムアドミニストレータ講座(Bコース)における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準に達すること。

平成16年4月1日から平成17年9月30日の期間に愛媛電子ビジネス専門学校 情報ビジネス科講座を履修し、かつ、初級システムアドミニストレータ補講講座(Cコース)(表4)を履修することにより、初級システムアドミニストレータ講座(Cコース)における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準に達すること。

(表2:初級システムアドミニストレータ補講講座(Aコース))

番号	項目	教科名	授業数
1	ハードウェア(情報素子)	コンピュータサイエンス	2
2	システム応用 (データベース応用)	ファイル・データベース	2
3	セキュリティ(リスク管理)	ネットワーク基礎	2
4	セキュリティ(ガイドライン)		2
5	関連法規(その他の法律・倫理)	経営科学	4
		合計	12

1コマ 50分

(表3:初級システムアドミニストレータ補講講座(Bコース))

番号	項目	教科名	授業数
1	ハードウェア(情報素子)	コンピュータ概論	1
2	ハードウェア (エンベデッドシステム)	コンピュータ概論	
3	システムの構成と方式(システムの信頼性・経済性)	コンピュータ概論	1
4	システム応用(データ資源管理)	コンピュータ概論	1
5	システムの開発 (ソフトウェアパッケージ)	コンピュータ概論	1
6	関連法規(情報通信)	産業社会	1
7	関連法規(その他の法律・倫理)	産業社会	1
		合計	6

1コマ 50分

(表4:初級システムアドミニストレータ補講講座(Cコース))

番号	項目	教科名	授業数
1	システム応用 (データベース応用)	シスアド概論(EUC)	5
2	システム応用 (データ資源管理)	シスアド概論(EUC)	6
		合計	11

1コマ 50分

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験は、認定講座において、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する試験問題を使用し、実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回、修了認定に係る試験を実施する。

試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。

告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果を独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に通知するものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から一年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域のITの人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。

このことから、当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本市が内閣総理大臣に提出し認定を得ると共に、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかを経済産業大臣に協議し、認定を受けるものとする。

別紙 2

1 特定事業の名称

1132 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

- (1)学校法人 山本学園 松山コンピュータ専門学校(愛媛県松山市辻町1-33)
- (2)学校法人 愛媛学園 愛媛コンピュータ専門学校(愛媛県松山市旭町107番地)
- (3)学校法人 河原学園 愛媛電子ビジネス専門学校(愛媛県松山市柳井町3丁目3-3
1)
- (4)イヨテツケーターサービス株式会社(愛媛県松山市千舟町4丁目5-2)

3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

基本情報技術者講座(Aコース) 別途資料5のとおり 学校法人 山本学園 松山コンピュータ専門学校
基本情報技術者講座(Bコース) 別途資料6のとおり 学校法人 愛媛学園 愛媛コンピュータ専門学校
基本情報技術者講座(Cコース) 別途資料7のとおり 学校法人 河原学園 愛媛電子ビジネス専門学校
基本情報技術者講座(Dコース) 別途資料8のとおり イヨテツケーターサービス株式会社

(2) 修了認定の基準

当該認定に係る講座の出席率(A～Cコース:表5のとおり)以上をもって履修後、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

講座の出席率の基準(表5)

基本情報技術者講座(Aコース) 80%以上 学校法人 山本学園 松山コンピュータ専門学校
基本情報技術者講座(Bコース) 80%以上 学校法人 愛媛学園 愛媛コンピュータ専門学校
基本情報技術者講座(Cコース) 90%以上 学校法人 河原学園 愛媛電子ビジネス専門学校
基本情報技術者講座(Dコース) 80%以上 イヨテツケーターサービス株式会社

松山コンピュータ専門学校において、平成15年4月1日から平成17年9月30日の期間に高度情報処理科(ネットワークエンジニアコース)講座、または平成16年4月1日から平成17年9月30日の期間に情報処理科(情報技術コース)講座を履修し、かつ、基本情報技術者補講講座(Aコース)(表6)を履修することにより、基本情報技術者講座(Aコース)における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準に達すること。

平成16年4月1日から平成17年9月30日の期間に愛媛コンピュータ専門学校 情報処理科(システムソリューション・コース、デジタルプロデュース・コース)講座を履修し、かつ、基本情報技術者補講講座(Bコース)(表7)を履修することにより、基本情報技術者講座(Bコース)における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準に達すること。

平成16年4月1日から平成17年9月30日の期間に愛媛電子ビジネス専門学校 高度情報技術科(インターネットテクノロジーコース、テクニカルエンジニアコース)講座、マルチメディア科(ゲームクリエイターコース、CGクリエイターコース、サウンドクリエイターズ)講座及び情報システム科(システムエンジニアコース、ネットワークエンジニアコース)講座のいずれかを履修し、かつ、基本情報技術者補講講座(Cコース)(表8)を履修することにより、基本情報技術者講座(Cコース)における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準に達すること。

(表6:基本情報技術者補講講座(Aコース))

番号	項目	教科名	授業数
1	ハードウェア(情報素子)	コンピュータサイエンス	2
2	システム応用 (データベース応用)	ファイル・データベース	
3	セキュリティ(リスク管理)	ネットワーク基礎	2
4	セキュリティ(ガイドライン)		2
5	システムの運用・保守 (システムの運用)	システム設計	4
6	システムの運用・保守 (システムの保守)		2
7	関連法規 (その他の法律・倫理)	経営科学	4
		合計	18

1コマ 50分

(表7:基本情報技術者補講講座(Bコース))

番号	項目	教科名	授業数
1	ハードウェア(情報素子)	コンピュータ概論	
2	ハードウェア (エンベデッドシステム)	コンピュータ概論	
3	システムの構成と方式 (システムの信頼性・経済性)	コンピュータ概論	1
4	システム応用 (データ資源管理)	コンピュータ概論	1
5	システムの開発 (ソフトウェアパッケージ)	コンピュータ概論	1
6	システムの運用・保守 (システムの運用)	コンピュータ概論	4
7	システムの運用・保守 (システムの保守)	コンピュータ概論	
8	ネットワーク技術 (ネットワークソフト)	ネットワーク基礎	1
9	関連法規(情報通信)	産業社会	1
10	関連法規 (その他の法律・倫理)	産業社会	1
		合計	11

1コマ 50分

(表8:基本情報技術者補講講座(Cコース))

番号	項目	教科名	授業数
1	ハードウェア (エンベデッドシステム)	基本情報概論(ハード・ソフト)	2
2	システムの開発 (ソフトウェアパッケージ)	基本情報概論(システム設計)	4
3	ネットワーク技術 (ネットワークソフト)	基本情報概論(ハード・ソフト)	4
4	関連法規(情報通信)	基本情報概論(情報化社会)	3
5	関連法規(その他の法律・倫理)	基本情報概論(情報化社会)	3
		合計	16

1コマ 50分

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験は、認定講座において、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する試験問題を使用し、実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回、修了認定に係る試験を実施する。

試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。

告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果を独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に通知するものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から一年以内に、基本情報処理技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域のITの人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。

このことから、当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本市が内閣総理大臣に提出し認定を得ると共に、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかを、経済産業大臣に協議し、認定を受けるものとする。